

平成 26 年 6 月 27 日付課法 2－6 ほか 1 課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の正誤表

第 3 租税特別措置法通達関係通達（法人税編）関係

三十九 第 65 条の 7～第 65 条の 9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係

|    |  |  |
|----|--|--|
| 区分 | 97 頁   |  |
| 内容 | 改正前及び改正後の通達の文章に「、第 42 条の 9」の記載が漏れていたため追加したもの。  |  |
| 正  | 改正後  | 改正前  |
|    | （特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用）<br>65 の 7(3)－13 ……………<br>……………第 42 条の 6、第 42 条の 9、 <u>第 42 条の 10</u> 、第 42 条<br>の 11、第 42 条の 12 の 2、第 42 条の 12 の 3、 <u>第 42 条の 12 の 5</u> 、<br>第 43 条から第 44 条まで…………… | （特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用）<br>65 の 7(3)－13 ……………<br>……………第 42 条の 6、第 42 条の 9、第 42 条の 11、第 42 条<br>の 12 の 2、第 42 条の 12 の 3、第 43 条から第 44 条まで……………<br>…… |
| 誤  | 改正後  | 改正前  |
|    | （特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用）<br>65 の 7(3)－13 ……………<br>……………第 42 条の 6、 <u>第 42 条の 10</u> 、第 42 条の 11、第 42 条<br>の 12 の 2、第 42 条の 12 の 3、 <u>第 42 条の 12 の 5</u> 、第 43 条から第<br>44 条まで……………            | （特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用）<br>65 の 7(3)－13 ……………<br>……………第 42 条の 6、第 42 条の 11、第 42 条の 12 の 2、第<br>42 条の 12 の 3、第 43 条から第 44 条まで……………                  |